

平成 23 年 10 月 3 日  
東北労働金庫

## 「平成 23 年 9 月台風 15 号」により被災されたお客様へ

このたびの平成 23 年 9 月台風 15 号により被災された皆さまには、心よりお見舞いを申し上げます。

被災された皆さまにおいては、一刻も早く平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

さて、当金庫では、今回の被災された皆さまとのお取引に対して下記の通り「**特別措置**」を実施しておりますので、ご案内いたします。

### 1. 被災状況に応じた預金等の払い戻しについて

- (1) 通帳、預金証書を紛失された場合、**ご本人様であることを確認**させていただいた上で、**お支払いをいたします。**  
お届出印もあわせて紛失されている場合は、窓口にてご相談ください。
- (2) 汚れた紙幣の引換えをいたします。
- (3) 定期預金、定期積金の満期日前の払い戻しが必要な場合も窓口にてご相談ください。
- (4) 今回の災害による障害のために支払期日が経過したり、不渡処分となりました手形につきましては、窓口にてご相談ください。
- (5) 国債を紛失した場合は、窓口にてご相談ください。
- (6) その他のお取引につきましても、窓口にてご相談ください。

### 2. 被災された方を対象にした融資の取扱いについて

- (1) 大雨により被害を受けた勤労者の方々の家屋の修繕など災害復旧資金の融資を特別金利で取扱っております。
- (2) 貸出条件の変更等のご相談、お申込に対しては、お客様の実情を踏まえ、迅速かつ柔軟な対応をおこないます。

詳細につきましては、ご遠慮なく、窓口へお尋ねください。